



箱根町記者発表資料

新型コロナウイルス感染症における町立施設の運営・利用等について

1 目的

神奈川県では、10月25日から11月30日までを「基本的対策徹底期間」と位置づけていることから、10月25日からの町立施設の利用制限について、利用時間を通常どおりとしますが、感染のリバウンド（再拡大）防止の観点から一部制限を当面の間継続することとしました。運営にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底してまいります。

2 内容

別紙のとおり

3 実施期間

令和3年10月25日から

4 町長コメント

別紙のとおり

5 周知方法

ホームページ、メールマガジン、箱根町公式LINE など

照会先

箱根町福祉部保険健康課 担当 田澤

電話0460-85-0800

E-mail sakura@town.hakone.kanagawa.jp